

○ 電子記録債権法施行規則（平成二十年内閣府・法務省令第四号）

改正案	現行
<p>(指定の申請等) 第二十二條 (略)</p> <p>2 指定申請書（法第五十二條第一項の指定申請書をいう。次項第三号の二及び第五号の二において同じ。）には、法第五十二條第一項各号に掲げる事項のほか、電子債権記録業を開始する時期を記載しなければならない。</p> <p>3 法第五十二條第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>三の二 取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>四・五 (略)</p> <p>五の二 会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて指定申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面</p> <p>六～十 (略)</p>	<p>(指定の申請等) 第二十二條 (略)</p> <p>2 法第五十二條第一項の指定申請書には、同項各号に掲げる事項のほか、電子債権記録業を開始する時期を記載しなければならない。</p> <p>3 法第五十二條第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六～十 (略)</p>

(商号等の変更の届出)

第三十三条 (略)

2 前項の書面には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第五十二条第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役、執行役及び監査役の氏名に併せて前項の書面に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該取締役、執行役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

ニ・ホ (略)

三 法第五十二条第一項第五号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて前項の書面に記載した場合において、ロの住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

(商号等の変更の届出)

第三十三条 (略)

2 前項の書面には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 (略)

二 法第五十二条第一項第四号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

(新設)

ハ・ニ (略)

三 法第五十二条第一項第五号に掲げる事項の変更 次に掲げる書類

イ・ロ (略)

(新設)

(特定合併の認可申請)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 法第七十八条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十二 (略)

十二の二 特定合併後の電子債権記録機関の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて合併認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十三・十四 (略)

十四の二 特定合併後の電子債権記録機関の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて合併認可申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十五〇十九 (略)

(新設分割の認可申請)

第三十六条 (略)

2 (略)

(特定合併の認可申請)

第三十五条 (略)

2 (略)

3 法第七十八条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十二 (略)

(新設)

十三・十四 (略)

(新設)

十五〇十九 (略)

(新設分割の認可申請)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 法第七十九条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十二 (略)

十二の二 設立会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて新設分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
十三・十四 (略)

十四の二 設立会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて新設分割認可申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
十五〇十九 (略)

(吸収分割の認可申請)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 法第八十条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十二 (略)

十二の二 承継会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締

3 法第七十九条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十二 (略)

(新設)

十三・十四 (略)

(新設)

十五〇十九 (略)

(吸収分割の認可申請)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 法第八十条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一〇十二 (略)

(新設)

役及び監査役の氏名に併せて吸収分割認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
十三・十四 (略)

十四の二 承継会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏名に併せて吸収分割認可申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
十五～十九 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 法第八十一条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一～十二 (略)

十二の二 譲受会社の取締役及び監査役の婚姻前の氏名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書面が当該取締役及び監査役の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
十三・十四 (略)

十四の二 譲受会社の会計参与の婚姻前の氏名を当該会計参与の氏

十三・十四 (略)

(新設)

十五～十九 (略)

(事業譲渡の認可申請)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 法第八十一条第三項に規定するその他主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらの書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

一～十二 (略)

(新設)

十三・十四 (略)

(新設)

名に併せて事業譲渡認可申請書に記載した場合において、前号の住民票の抄本又はこれに代わる書面が当該会計参与の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

十五ノ十九 (略)

十五ノ十九 (略)